

## 第2章 快適なくらしのために

### ① 生活の支援

#### ■ 生活支援ホームヘルプサービス

家周りの草取りのサービス（年2回、各2時間まで）  
シルバー人材センターから派遣されます。

**対 象** 次のすべてに該当する方

- (1) 65歳以上の方
- (2) ひとりぐらしまたは高齢者のみ世帯の方
- (3) 市民税非課税の方
- (4) 身体機能が低下し、日常生活に支障のある方

**費 用** 1回につき1割負担になります。

※生活保護受給世帯の負担はありません。

**問合せ** 担当のケアマネジャー、ケアマネジャーがいない場合はお住まいの圏域の  
地域包括支援センターへ（6・7ページをご参照ください。）

高齢者支援課 地域支援担当 ☎042（346）9539

#### ■ 訪問給食サービス

見守りのため原則週4回（低栄養で栄養改善が必要な方は週7回）まで、高齢者向けの昼食  
または夕食を手渡しでお届けします。市内の社会福祉法人や民間委託事業者がお届けします。

**対 象** 65歳以上のひとりぐらし等の高齢者で、身体状況等の理由により、安否の確認  
が必要な方

**費 用** 1食560円（所得により減額の制度があります。詳しくはお問い合わせください。）

**問合せ** 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042（346）9539

#### ■ 共通入浴券の配布

最大年72枚（1か月6枚）の入浴券を配付します。

**対 象** 65歳以上のひとりぐらし等の高齢者で、家に風呂がない、または故障中等の  
理由で公衆浴場を利用せざるをえない方

ただし、次の方は除きます。

- (1) 介護保険等のサービスを利用して入浴している方
- (2) ひとりで公衆浴場に出かけ入浴することができない方

**問合せ** 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042（346）9539

## ■ ねたきり高齢者おむつ支給等事業

ねたきり高齢者への支援として、月額7千円を上限におむつの支給等を行う制度があります。在宅の方には、おむつを業者が自宅に配送し、病院などに入院中の方には、おむつ代を助成します。

※さかのぼって（申請前）の助成はできません。

**対 象** 次のすべてに該当する方

- (1) 65歳以上の方
- (2) 要介護3以上の方
- (3) 1日中ベッドで過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する方  
(医師の意見書が必要な場合があります。)
- (4) 市民税非課税世帯の方（世帯全員が非課税）

※介護保険施設に入所している方、生活保護受給者および、その他の制度でおむつに関する補助や給付を受けている方は除きます。

**申 請** 事前に問合せ先にご相談ください。

**問合せ** 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

## ■ おむつ代の医療費控除

確定申告でおむつ代が医療費控除として認められるためには、領収書のほかに医師のおむつ使用証明書が必要ですが、次の要件すべてに該当する場合は、市が交付する確認書で代用できます。

- 対 象**
- (1) おむつを使用している方が介護保険の要介護認定（要介護1～5）を受けている方
  - (2) おむつを使用している方の寝たきり度・尿失禁の有無、またはカテーテルの使用の有無が、介護保険主治医意見書（当該年度が含まれているもの）で確認でき、医療費控除の対象と認められる場合

**問合せ** 高齢者支援課 認定担当 ☎042 (346) 9759

## ■ ふれあい収集（集合住宅における家庭ごみ戸別収集）

集合住宅内のごみ集積所に自らごみを出すことが困難、かつ他の方法による支援を受けられない世帯の家庭ごみを戸別収集します。収集は週に2回以内ですが、分別の方法等ごみ出しのルールは一般と同様になります。

**対 象** 集合住宅に居住し、介護保険における訪問介護、または訪問型サービスを利用する方のみの世帯。

※オートロックがある集合住宅等、収集員が玄関まで行けない場合はご利用いただけません。

**費 用** 無料

**問合せ** 担当のケアマネジャーへ

高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

## ■ 高齢者補聴器購入費助成事業

補聴器の購入費を助成します。

**対 象** 次のすべてに該当する方

- (1) 65 歳以上の方
- (2) 市民税非課税の方
- (3) 耳鼻咽喉科を受診し、中等度難聴以上の診断がある方
- (4) 身体障害者手帳（聴覚障害）の対象とならない方
- (5) この助成金の交付を過去 5 年間受けていない方

**助成額** 補聴器本体購入費用の 2 分の 1（上限 40,000 円）※事前申請が必要です。

**問合せ** 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

## ■ 車いすの貸出

高齢者や障がい者（児）および病気やけがで一時的に車いすが必要になった方に、年間で 1 回、1 か月間お貸しします。

**受付日時** 月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時  
（祝日、年末年始を除く）

**費 用** 無料（身分証明書の提示が必要）

**問 合 せ** 小平市社会福祉協議会 こだいらボランティアセンター  
☎042 (346) 1424



## ② 安心なくらし

### ■ 救急代理通報システム

慢性疾患による発作が起きたとき等に備え、緊急時にボタン一つで民間事業者の受信センターに通報できる機器を設置し、日常生活の安全を確保します。

**対象** 65歳以上のひとりぐらし等の高齢者で、身体上の慢性疾患（※1）があり、日常生活を営むうえで常時注意を要する方（※2）

※1 慢性疾患とは、心疾患、脳疾患、呼吸器疾患等の身体的な疾患のことを指します。

※2 常時注意を要する状態とは、救急車の出動が想定される症状であると医師より診断され、症状悪化時に自力で救急要請することが難しい状態を指します。

**費用** 所得により異なりますので詳しくはお問い合わせください。

**問合せ** 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

### ■ 見守り電話事業

社会福祉協議会の相談員が週に1回お電話で生活状況をお伺いし、孤独感の緩和を図ります。

**対象** 75歳以上のひとりぐらし等の高齢者で、次のすべてに該当する方

(1) 介護保険サービス及び下記のサービスを使っていない方

- ・訪問給食、シルバーピア、救急代理通報システム、ICT 機器地域見守り事業
- ・郵便局の見守り訪問サービス

(2) 緊急連絡先が確保できる方（親族、友人・知人、その他）

**費用** 無料

**問合せ** 小平市社会福祉協議会 地域包括支援センター中央センター内  
☎042 (345) 0691

### ■ 避難行動要支援者登録名簿の作成と救急医療情報キットの配付

災害時・救急時に避難等の支援を必要とし、消防署等の関係機関に個人情報を提供することに同意を得られた方を、避難行動要支援者登録名簿に登録し、救急医療情報キットをお配りしています。救急医療情報キットは、災害時や緊急時に活用するため、本人の状況、服薬内容、かかりつけ医、避難支援者、緊急連絡先などの情報を記入した用紙を容器に入れて、冷蔵庫の中に保管するものです。

**対象** 自宅で生活している、以下の要件に該当する方

(1) 介護保険の要介護3～5の認定を受けている方

(2) 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方

(3) 愛の手帳1度・2度の交付を受けている方

(4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

(5) 75歳以上の高齢者（ひとりぐらし、世帯員全員が75歳以上、日中・夜間独居になる）

(6) 小児慢性特定疾病の患者（児）

(7) その他（支援が必要な、ひとりぐらし高齢者、高齢者のみの世帯、軽度の障がい者）

※75歳以上の高齢者（ひとりぐらし、世帯員全員が75歳以上、日中・夜間独居になる）の方は、地域包括支援センター（6・7ページ参照）で常時受付を行っています。

**問合せ** 福祉政策課 計画調整・居住支援担当 ☎042 (346) 9537

## ■ 小平市消費生活センター

悪質商法、商品を購入するときや契約をするときのトラブルなど、おかしいなと思ったら、お気軽にご相談ください。専門の消費生活相談員が、秘密厳守でみなさんの問題解決のお手伝いをします。電話・来所、どちらでも受け付けます。予約不要です。

**受付日時** 月曜日～金曜日の午前9時～正午・午後1時～4時（祝日、年末年始を除く）

**費用** 無料 **場所** 小平市役所1階 小平市消費生活センター

**問合せ** 小平市消費生活センター ☎042 (346) 9550  
消費者ホットライン ☎（局番なし）188

## ■ 振り込め詐欺

家族や市役所の職員等になりすまし、自宅に電話して、緊急にお金が必要になったと言ったり、高額療養費が還付されるなどと言って振り込みをさせようとしています。

慌ててすぐに振り込まないで、まず相談してください。

**受付日時** 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

**費用** 無料

**問合せ** 警視庁総合相談センター ☎03 (3501) 0110

## ③ ご家族への支援

### ■ 家族介護教室

介護方法や介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得していただく教室です。地域包括支援センターが実施します。開催日時は、市報等でお知らせします。

**対象** 高齢者を介護している家族の方など

**費用** 教材費等の実費負担がある場合があります。

**問合せ** 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

### ■ ICT機器を活用した地域見守り事業

もしものために見守りを希望する方に、ICT機器（通信機能付きのLED電球）をトイレ等に設置します。電球の点灯が24時間ない場合、見守り事業者が電話確認や訪問をし、親族や友人等の緊急連絡先に連絡します。

- 対象**
- (1) 75歳以上
  - (2) ひとりぐらしまたは高齢者のみ世帯等
  - (3) 同じ世帯内で見守りをできる人がいない
  - (4) 介護保険サービスを受けていない  
（福祉用具貸与・購入及び住宅改修を除く）
  - (5) その他の見守りサービスを受けていない（訪問給食サービスを除く）

**費用** サービス利用料月額108円

**問合せ** 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

## ■ 認知症高齢者見守り事業

認知症の高齢者がはいかいした場合に、早期発見、保護につなげ、家族等の負担を軽減するサービスです。

### (1) GPS 機器の利用

認知症の高齢者等に GPS 発信器を身につけていただき、その位置情報を提供します。

### (2) おでかけ見守りシール等の利用

認知症の高齢者等の衣服等に貼られた QR コードが印字されたシール（おでかけ見守りシール）を発見者が携帯電話等で読みとることで、電子伝言板を介して、発見者と家族が直接やり取りをすることができます。

**対 象** 市内在住でははいかいのみられる高齢者を介護している市内在住の家族等  
※市外在住の家族等については、速やかにかかけつけられる方のみ対象となります。

### 費 用 (1) GPS 機器の利用

サービス開始時初期費用 770 円、サービス利用料月額 242 円

※消費税額等により変更となる場合があります。

### (2) おでかけ見守りシール等の利用

無料 ※通信費等の実費が発生する場合があります。

**問合せ** 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

## ■ 郵便局のみまもり訪問サービス（ふるさと納税返礼品）

小平市に住んでいる高齢者の自宅に郵便局社員等が毎月 1 回訪問し、生活状況を確認して、ご家族へメールでお知らせします。

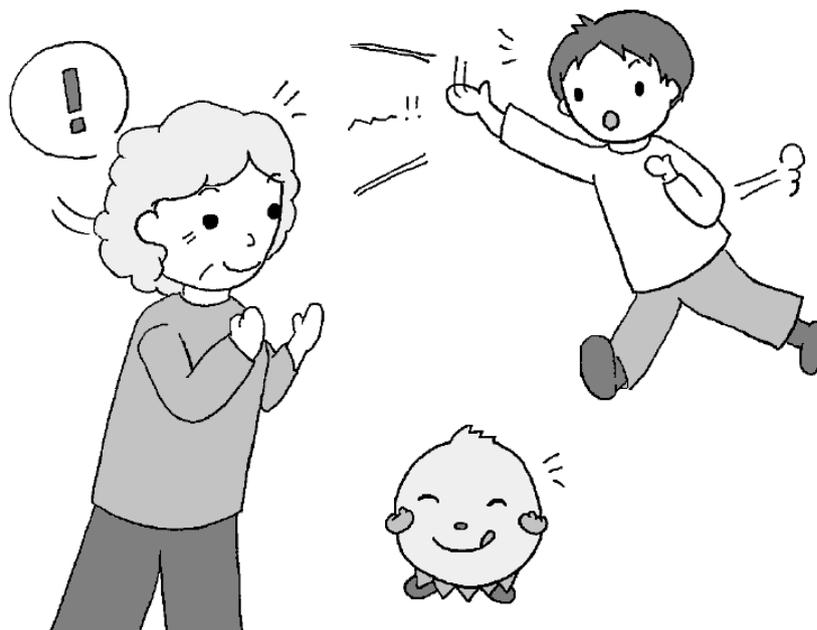
**対 象** 市内在住の 65 歳以上の方

**費 用** 3 か月分（寄附金額 25,000 円）

6 か月分（寄附金額 50,000 円）

12 か月分（寄附金額 100,000 円）

**問合せ** 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539



## ④ 住まい・住環境の充実

### ■ 高齢者住宅（シルバーピア）

高齢者住宅（シルバーピア）は、高齢者が安全かつ快適に日常生活が送れるよう整備された集合住宅です。エレベーターや手すり、緊急通報システム装置などが設置されています。集合住宅内には生活協力員（ワーデン）が居住しており、入居者の安否確認や緊急時の対応を行っています。入居者の募集は、市報および市ホームページでお知らせします。

※民間借上げ高齢者住宅は、「審査」により入居者を決定します。

※都営高齢者住宅は、「抽選」により入居資格審査の対象者を決定します。

**対 象** 次のすべてに該当する方

(1) 65歳以上で、かつ市内に3年以上居住している方

(2) 所得が定められた基準内である方

(3) 単身用は現に同居する親族がいない、かつ法律上の配偶者がいない方

2人世帯用は同居親族が65歳以上（ただし配偶者はおおむね60歳以上）である方

(4) 独立した日常生活が可能な方

(5) 現に住宅に困っている方

詳細は、募集時の申込案内に記載します。

問合せ 高齢者支援課 事業推進担当 ☎042 (346) 9642

### <高齢者住宅（シルバーピア）一覧>

（民間借上げ）※空きがでたときに募集します。

番号	シルバーピア名	所在地	単身用戸数	2人世帯用戸数	単身用面積(m <sup>2</sup> )	世帯用面積(m <sup>2</sup> )
1	鳥海	花小金井八丁目 14番1号	11	無	29	無
2	小川西	小川西町四丁目 13番14号	27	無	34	無
計	2か所		38	無		

### （都営）※2月・8月募集予定

番号	シルバーピア名	所在地	単身用戸数	2人世帯用戸数	単身用面積(m <sup>2</sup> )	世帯用面積(m <sup>2</sup> )
1	大沼町一丁目 アパート(15号棟)	大沼町七丁目 1番15号	30	5	32	54
2	大沼町一丁目 アパート(20号棟)	大沼町七丁目 1番20号	20	無	32	無
3	大沼町一丁目 第3アパート(1号棟)	大沼町一丁目 1番1号	14	7	35	53

4	花小金井四丁目 アパート(3号棟・4号棟)	花小金井四丁目 21番	32	8	35	53
5	中島町アパート	中島町34番4号	14	6	36	57
6	小川西町二丁目 アパート	小川西町二丁目 2番1号	16	5	32	54
7	小川西町二丁目 第2アパート	小川西町二丁目 29番	14	6	32	54
8	小川西町四丁目 アパート	小川西町四丁目 18番3号	15	5	43	58
9	小川西町五丁目 アパート	小川西町五丁目 39番4号	30	10	32	54
10	学園東町 第2アパート	学園東町 57番地の2の3	14	無	31	無
11	学園西町一丁目 第2アパート	学園西町一丁目 36番1号	18	無	33	無
計	11か所		217	52		

※面積は、壁芯（壁の半分が住戸専用面積に含まれる）から算定。

## ■ 高齢者居住支援事業

民間の賃貸住宅をお探しの高齢者の方へ、住まいに関する相談や民間賃貸住宅の情報提供などを、小平市および市と協定を締結した「一般社団法人全国保証機構」が協力して支援します。

**対 象** 小平市に住民登録をしていて、市内に1年以上住んでいる65歳以上のひとりぐらし高齢者または高齢者のみ世帯の方

### 【高齢者家賃保証料助成事業】

高齢者居住支援事業で住まいを探した方で、保証人がいない方へ保証会社を紹介します。全国保証機構の加盟保証会社を利用した場合、初回の家賃保証料の2分の1（上限2万円）を助成します。助成の対象となる要件など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 高齢者支援課 事業推進担当 ☎042 (346) 9642

## ■ 空き家等に関する相談窓口のご案内

小平市では、市内に空き家等を所有・管理している方や、所有している住宅の将来的な処遇についてお悩みの方が、専門的なアドバイスを受けられるように、市が協定を結んでいる専門家団体等の相談窓口をご紹介します。

まずは、下記の間合せ先までご相談ください。

問合せ 地域安全課 ☎042 (346) 9614